

消費生活センターだより

若者の消費者トラブル!!

昨年度、当センターに寄せられた若者（主に10代から20代を言います。）からの相談は、136件ありました。中でも数多く寄せられたのは、スマートフォンなどの電子媒体を利用したトラブルや健康食品（定期購入）などに関する相談です。

若者の消費者トラブルの原因として、契約内容や決済の仕組みなどを十分に理解しないまま、サイト内のボタンをクリックしてしまったり、安易な気持ちで契約をしてしまうことが挙げられます。

今回は、当センターに寄せられた相談の中から、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例をご紹介します。

オンラインゲームの課金



中学生の息子が、スマートフォンでオンラインゲームをしていました。私のクレジットカードを勝手に使って課金していたようで、カード会社から高額な請求が来ています。支払わないといけないのでしょうか？（40代女性）

未成年者の場合、親権者の同意なく行った契約について、原則、契約を取り消すことができます。まずは、ゲーム会社などにその旨を申し出ましょう。ただし、事実関係の証明が難しいことや、サービスを利用した後であること、クレジットカードの管理責任を問われることなどから、即座に返金されるとは限りません。



～MEMO～

- ・クレジットカードや、クレジットカード情報を登録してある端末の管理には十分注意しましょう。
- ・クレジットカードの利用明細は毎月確認しましょう。
- ・子どもと話し合い、ゲームの遊び方（お金の上限や使用時間）に一定のルールを設けましょう。

アダルトサイトの請求



高校生の息子が、無料だと思いアダルトサイトを見ていたら、突然「登録完了」となり、料金を請求する画面が表示されました。慌てて業者に連絡すると、コンビニへ行き、プリペイドカードを購入したら再度連絡するように指示されました。どうしたらいいのでしょうか？（40代女性）

これは、契約が成立したと思わせてお金を支払わせるワンクリック詐欺と呼ばれる手口です。支払う必要はありませんので、業者から連絡があっても無視しましょう。

～MEMO～

- ・有害サイトから子どもを守るため、フィルタリングサービス[※]は必ず利用しましょう。
- ・慌てて業者へ連絡したり、お金を支払わないようにしましょう。

※安全にインターネットを利用できるよう、トラブルの原因となる情報へのアクセスを防ぐサービスのこと。

ネット通販の定期購入



以前、ネット通販で特別価格500円というサプリメントを購入したのですが、その後、毎月同じ商品が送られてきます。どうしたらいいのでしょうか？クーリング・オフはできますか？（20代女性）

通信販売にはクーリング・オフ（法的な契約解除）制度が適用されません。これは継続的な契約となっていると思われるので、まずは業者に中途解約を申し出てください。



～MEMO～

- ・ 広告画面に「特別価格」、「初回〇〇円」、「送料のみ」などと表示されている場合、〇ヶ月の定期購入や自動定期購入コースの契約になっている場合があります。注文前に契約内容や条件を確認しましょう。

もうけ話

Case 1



高校時代の友人からSNSで連絡があり、「仮想通貨に投資すればもうかる」と言われたので、セミナーに参加し、消費者金融でお金を借りて投資しました。知人を勧誘することでさらにもうかるとも言われましたが、怖くなってきたのでやっぱりやめたい。（20代男性）

Case 2



スマートフォンで「副業」というキーワードで検索をしたら、「1日1時間の作業で月収〇万円以上、場所を問わずに稼げる」という仕事が見つかった。業者に連絡すると、「インターネットで商品を販売する仕事。まずは商品を販売するため、自分用のホームページを作成する費用として30万円が必要」、「すぐに稼げる」と言われたので、消費者金融でお金を借りて支払った。その後、送られてきたマニュアル通りに操作しても、自分用のホームページにアクセスできなかった。返金してほしい。（20代男性）

これらのケースでは、クーリング・オフ制度が適用される場合もあります。契約書など証拠となる物を持参して、早期に当センターまでお越しください。



～MEMO～

- ・ 簡単にお金をかせげるということはありません。甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。
- ・ この他、「お金がない」と断っても、業者から「借金すればよい」などと言われ、消費者金融等で借金をさせられるケースもあります。借金をしてまで安易に契約をしないようにしましょう。

*****トラブルを防ぐために*****

今回ご紹介したとおり、未成年者の場合、親権者の同意なく行った契約について、原則、取り消すことができますが、保護者の方はトラブルの未然防止のため、クレジットカードの管理に注意を払ったり、フィルタリングサービスを利用するなど、**できることから取り組みましょう。**

一方、成人の場合、未成年者のような取消権はなくなり、いったん契約すると容易にやめることはできません。「安い」、「もうかる」といった話には必ず理由があります。契約する前によく調べて、**安易な気持ちで契約しないようにしましょう。**

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住 所：鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL:059-375-7611 FAX:059-370-2900

【平日 午前9時～午後4時まで（祝日・年末年始を除く）】

◎土・日・祝日（年末年始を除く）は「消費者ホットライン」^{いっやっ!}188番へ

<発行元> 鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター